

京都市会訓令甲第1号

市会事務局

市会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市会議長 橋村 芳和

第3条第8号中「京都市会情報公開条例」を「京都市情報公開条例」に改める。

第4条第6号中「京都市会情報公開条例」を「京都市情報公開条例」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第5条第5号中「京都市会情報公開条例」を「京都市情報公開条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)